

役員報酬規程

社会福祉法人秀寿会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秀寿会（以下「法人」という。）の理事・監事（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 報酬等の支給対象者は、理事長・常務理事とし、報酬額については別表に定めるものとする。

2 監事及び当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

3 評議員報酬は別表に定めるものとする。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

別表

役職名	報酬月額
理事長	無報酬
常務理事	584,000

評議員報酬
10,000

附 則

1 平成29年6月28日 施 行

2 令和元年6月21日 改 定